

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.034

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受許可の取消し
処 分 の 概 要	許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第17条第3項
処 分 基 準	<p>◎火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認める場合は処分の対象となります。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごと具体的な支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■火薬類取締法

第17条第3項 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。